別冊資料１

○可児市都市計画審議会条例

昭和46年6月28日
条例第4号

(設置及び趣旨)

第1条　この条例は、都市計画に関する事項を調査審議するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、可児市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、同条第3項の規定により、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1)　市が定める都市計画に関すること。

(2)　都市計画について、市が提出する意見に関すること。

(3)　その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条　審議会は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、市議会議員、学識経験者及び市民(市内に住所を有する者をいう。)のうちから市長が任命する。

3　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条　審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、若干名の臨時委員を置くことができる。

2　臨時委員は、市長が任命する。

3　臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条　審議会に会長を置き、学識経験者につき任命された委員のうちから委員の選挙により定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条　審議会は、会長が招集する。

2　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、

可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第7条　この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則(昭和48年条例第13号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付　則(昭和57年条例第4号)抄

1　この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付　則(昭和62年条例第1号)抄

(施行期日)

第1条　この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付　則(平成12年条例第20号)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2　この条例の施行により新たに任命されることとなる委員の任期は、改正後の可児市都市計画審議会条例第3条第3項の規定にかかわらず、平成13年9月5日までとする。

附　則(平成23年条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。